解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年十一月四日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

三重県桑名市大字下深谷部二一〇七番地一

清算法人下深谷土地改良区

代表清算人　近藤　秀男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年十月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

和歌山県橋本市南馬場二一四番地の五

医療法人庄司医院

清算人　藤川　真和

解散公告（第二回）

当社は、平成十六年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

千葉県市川市八幡二丁目二番一九―一〇〇五号

株式会社ユー・アイ企画

代表清算人　北浦　純二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

大阪市阿倍野区旭町三丁目一番六号

財団法人阿さひ保育園

代表清算人　青地　正壽

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年十月十七日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

高知県須崎市山手町一番七号

清算法人須崎市鳴無土地改良区

代表清算人　山﨑　幹夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十一月五日熊本市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

熊本県熊本市南区城南町さんさん二丁目三番地一〇　城南町中央土地区画整理組合

代表清算人　甲斐　一行

配当公告

福島県いわき市江名字江の浦八〇番地

破産者　株式会社榎本水産

右の者に対する福島地方裁判所いわき支部平成二十四年（フ）第十四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三二三、四八五、二〇四円

一、配当することのできる金額

金一六、九四四、一五六円

平成二十六年十一月二十八日

福島県いわき市平字大工町六番地の一二

大谷好信法律事務所

破産管財人　大谷　好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市末広二丁目一〇番、最後の住所千葉県市川市高谷一八五四番地　特別養護老人ホームホワイト市川

被相続人　亡　堀口　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

事務所千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横溝　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区内野町六五七番地、最後の住所新潟市東区中野山六丁目一四番三号

被相続人　亡　神子島チヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

事務所新潟市中央区東中通二番町二八〇番地時報会館四階

相続財産管理人　弁護士　中村洋二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市桜二丁目一一番地三、最後の住所愛知県一宮市桜二丁目一一番二号

被相続人　亡　大野　愼一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

愛知県稲沢市国府宮二丁目五番五号ミツイ開発ビル三階

相続財産管理人　望月　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県碧南市千福町三丁目四〇番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　杉浦　信市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

愛知県碧南市栄町一丁目一〇番地

相続財産管理人　弁護士　増田　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区上名古屋二丁目一番、最後の住所名古屋市西区上名古屋二丁目一番二四号第二城北ハイツB―二〇二号

被相続人　亡　米谷　守由

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二三号

三博ビル八階宮道佳男法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲垣　智彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億八千八万円減少し九千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十二月三十一日であり、株主総会の決議は、平成二十六年十二月十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十六年十一月二十八日

東京都文京区本郷四丁目一番七号

株式会社ウッドプラスチックテクノロジー

代表取締役　中山　東太

第６期決算公告

平成26年11月28日

東京都文京区本郷四丁目１番７号

株式会社ウッドプラスチックテクノロジー

代表取締役　中山　東太

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	130	流動負債	1,429
固定資産	1,840	固定負債	494
有形固定資産	1,828	**負債合計**	**1,923**
無形固定資産	1	株主資本	47
投資その他の資産	9	資本金	575
		資本剰余金	565
		資本準備金	565
		利益剰余金	△ 1,092
		その他利益剰余金	△ 1,092
		純資産合計	**47**
資産合計	**1,971**	**負債・純資産合計**	**1,971**

損益計算書の要旨

（自　平成25年１月１日　至　平成25年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	137
売上原価	342
売上総損失	205
販売費及び一般管理費	153
営業損失	359
営業外収益	16
営業外費用	13
経常損失	355
特別利益	28
特別損失	0
税引前当期純損失	327
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	△ 31
当期純損失	298